

○北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の所管に係る北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規程

制 定 平成19年4月16日選管規程第2号

選挙管理委員会は、北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第16号）第27条の規定に基づき、この規程を制定する。

選挙管理委員会が行う公文書の開示等に関し必要な事項については、北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合規則第12号）の例による。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。